

# 山口県報

平成24年  
9月4日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
保安林指定の解除(二件)(森林整備課).....  
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所  
(森林整備課).....  
道路の区域の変更(道路整備課).....  
公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....  
平成二十四年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....



### 山口県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年九月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
周南市大字久米字栗ヶ迫八三五の三(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年九月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
下関市大字蒲生野字深坂六二八の二四(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 解除の理由  
電気通信施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その旨及び揭示場所は、次のとおりである。

- 解除に係る保安林の所在場所  
美祢市伊佐町堀越字井手ヶ迫一五四二の二
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

平成二十四年九月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 保安林として指定された目的  
 変更に係る指定施業要件  
 森林所有者又は登記した権利を有する者  
 住所  
 氏名又は名称

岩国市錦町府谷字柿の木原二四六	土砂の流出の防備	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	東京都中野区本町三丁目二〇番七号	岡崎 勝征
二五〇	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
二五三〇	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
二五三七	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
二五四四	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
二五四五	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
二八二	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	山田 節の相続人
六九二	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	〃
九七八	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	岩国市錦町府谷三〇二六	三分一福二
谷一四九九の一	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	岩国市美和町下畑一二五	森本 悟
一五〇〇	立木の伐採の程度	立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種	〃	渋谷 清

二 通知の内容を掲示した場所  
 岩国市役所

山口県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 一般国道  
 路線名 四九〇号  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字川上字定近三四一の五地 先から 同市 同大字 同字三四七の一 地先 まで	最狭 一一・五〇	最狭 三・〇〇	六六・五	六六・五	



(四三〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年九月四日から平成二十五年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス久米店  
 所在地 周南市大字久米
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
  - 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年三月二十四日
  - 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、五〇二平方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の収容台数  
五一台
  - (二) 駐輪場の収容台数  
一〇台
  - (三) 荷さばき施設の面積  
六六平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の容量  
九立方メートル
  - 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数  
三箇所
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで
  - 八 届出年月日  
平成二十四年七月二十三日
- (四三二) 平成二十四年度後期実施技能検定試験の実施  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十四年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十四年九月四日 山口県知事 山本 繁太郎

一 技能検定の実施職種及び試験の方法  
(一) 実施職種  
1 特級の技能検定  
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形  
2 一級及び二級の技能検定  
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
さ く 井	ロータリー式さく井工事
金 型 製 作	プラスチック成形用金型製作
工 場 板 金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機 械 検 査	機械検査
機 械 保 全	機械系保全 電気系保全 設備診断
電 気 機 器 組 立 て	シーケンス制御
半 導 体 製 品 製 造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自 動 販 売 機 調 整	自動販売機調整
空 気 圧 装 置 組 立 て	空気圧装置組立て
油 圧 装 置 調 整	油圧装置調整
農 業 機 械 整 備	農業機械整備

塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図	ガラス施工	自動ドア施工	カーテンウォール施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	石材加工	強化プラスチック成形	和裁	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工
鋼橋塗装	機械試験 組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD プラント配管製図	ガラス工事	自動ドア施工	金属製カーテンウォール工事	塩化ビニル系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシート防水工事 チ工法防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管	かわらぶき	大工工事	石材加工	ビニルエステル樹脂積層防食	和服製作	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工

<p>3 三級の技能検定</p> <p>次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p>		職 種	試 験 科 目
機 械	機 械 加 工	普通旋盤	
機 械	機 械 検 査	機械検査	
電 気	電 気 機 器 組 立 て	シーケンス制御	
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工		
和 裁	和 服 製 作		
建 築	大 工 工 事		
配 管	建 築 配 管		
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 手 書 き		
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図		
<p>4 単一等級の技能検定</p> <p>次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p>		職 種	試 験 科 目
電 子 回 路 接 続	電 子 回 路 接 続		
樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工	樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事		

二 試験の期日

(一) 試験の方法

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

		(一) 実技試験 平成二十四年十二月三日(月曜日)から平成二十五年二月十七日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二) 学科試験 1 特級の技能検定	
職	職	職	職
種	種	種	種
実施期日	実施期日	実施期日	実施期日
4 単一等級の技能検定	機械検査 電気機器組立て 配管 機械加工 冷凍空調和機器施工 機械・プラント製図 和裁 建築大工 電気製図	機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験 さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウオール施工 機械・プラント製図 機械保全 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 自動ドア施工 電気製図 塗装	製造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形
	平成二十五年二月二十日(日曜日)	平成二十五年二月二十七日(日曜日)	平成二十五年二月二十七日(日曜日)
	平成二十五年二月二十七日(日曜日)	平成二十五年二月二十七日(日曜日)	平成二十五年二月二十七日(日曜日)
	平成二十五年二月三日(日曜日)	平成二十五年二月三日(日曜日)	平成二十五年二月三日(日曜日)

- 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工
- 平成二十五年二月三日(日曜日)
- 三 試験の場所  
山口県職業能力開発協会が指定する場所
  - 四 受検資格
    - (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。
    - (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
    - (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
    - (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
    - (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
  - 五 受検申請書の受付期間  
平成二十四年十月一日(月曜日)から同月十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)
  - 六 受検申請書の提出先  
山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
  - 七 提出書類
    - (一) 受検申請書
    - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面
  - 八 受検手数料  
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
    - (一) 学科試験にあつては、三千百円
    - (二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

平成二十四年九月四日印刷  
平成二十四年九月四日発行

発行人 山口県知事

1 特級の技能検定 職 種 手 数 料 一 万 六 千 五 百 円 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機 器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	
2 一級及び二級の技能検定 職 種 手 数 料 一 万 二 千 百 円 和裁 機械・プラント製図 電気製図 機械検査 婦人子供服製造	
3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合) 職 種 手 数 料 一 万 六 千 五 百 円 さく井 金型製作 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自 動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和 機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 建築大工 配管 型 枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カートンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	
4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 職 種 手 数 料 五 千 五 百 円 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	
職 種 手 数 料 一 万 二 千 百 円 和裁 機械・プラント製図 電気製図	
職 種 手 数 料 一 万 三 千 七 百 円 機械検査	

機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管 5 単一等級の技能検定 職 種 手 数 料 一 万 六 千 五 百 円 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工
---

九 問題の公表  
 実技試験の問題は、平成二十四年十一月二十二日(木曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等  
 (一) 合格者の発表は、平成二十五年三月十五日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。  
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他  
 (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。  
 (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二―八六四六)にすること。